

独立行政法人中小企業基盤整備機構会計規程

平成16年7月1日

規程16第3号

改正 規程17第38号

改正 規程18第57号

改正 規程18第58号

改正 規程18第86号

改正 規程19第12号

改正 規程19第27号

改正 規程19第37号

改正 規程19第46号

改正 規程20第36号

改正 規程21第13号

改正 規程21第31号

改正 規程23第6号

改正 規程23第22号

改正 規程23第55号

改正 規程24第20号

改正 規程25第31号

改正 規程25第47号

改正 規程26第7号

改正 規程27第1号

改正 規程27第13号

改正 規程28第17号

改正 規程29第15号

改正 規程29第16号

改正 規程29第30号

改正 規程29第40号

改正 規程30第8号

改正 規程30第15号

改正 規程30第68号

改正 規程令1第8号

改正 規程令2第8号

改正 規程令2第39号

改正 規程令3第12号

改正 規程令3第56号

改正 規程令6第8号

改正 規程令7第18号

改正 規程令8第8号

目次

第1章 総則

第2章 勘定科目及び帳簿

第3章 会計機関

第4章 予算

第5章 収入及び支出

第6章 契約

第7章 棚卸資産・債権

第8章 固定資産

第9章 原価計算

第10章 決算

第 1 1 章 会計監査及び責任

第 1 2 章 雑則

附 則（規程 1 6 第 3 号）

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この規程は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の財務及び会計の処理に関する基準を定め、機構の財政状態及び運営状況を明らかにし、もって業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

（適用）

第 2 条 機構の財務及び会計に関しては、独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号。以下「通則法」という。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 1 4 年法律第 1 4 7 号。以下「機構法」という。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成 1 6 年経済産業省令第 7 4 号。以下「業務運営等省令（産業基盤を除く）」という。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成 1 6 年財務省・経済産業省令第 2 号。以下「業務運営等省令（産業基盤）」という。）及びその他関係法令に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

（事業年度の所属区分）

第 3 条 機構の会計における費用及び収益の発生並びに資産、負債及び資本の増減異動があった場合の事業年度の所属区分は、その原因となる事実の発生した日の属する事業年度とする。ただし、その日を決定することが困難な場合には、その原因となる事実を確認した日の属する事業年度とする。

2 次の各号に掲げるものの事業年度の所属区分は、前項の規定にかかわらず、それぞれの経理単位が収納又は支出した日の属する事業年度とする。

一 小規模企業共済法（昭和 4 0 年法律第 1 0 2 号）第 1 7 条に規定する掛金、第 9 条に規定する共済金（旧第二種共済契約に係る掛金納付月数が三百六十月に達した場合に支給するものを除く。）、第 1 2 条に規定する解約手当金（第 7 条第 2 項第 1 号に規定する契約の解除に基づき支給するものを除く。）、第 1 6 条の 2 に規定する共済金等からの控除等及び仮受金

二 中小企業倒産防止共済法（昭和 5 2 年法律第 8 4 号）第 1 0 条に規定する償還金及び違約金、第 1 4 条に規定する掛金、第 1 6 条に規定する割増金、第 9 条に規定する共済貸付金、第 1 0 条の 2 に規定する一時貸付金、第 1 1 条に規定する解約手当金（第 7 条第 2 項第 1 号に規定する契約の解除に基づき支給するものを除く。）及び仮受金

三 機構法第 1 5 条第 2 項第 8 号に規定する資金の貸付けに係る貸付金及び当該貸付金の回収金並びに利子

3 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、代理店勘定で整理するものは、機構法第 1 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は事業者の団体が収納した日又は支払をした日の属する事業年度とする。

（会計の統括）

第 4 条 削除

（経理区分）

第 5 条 機構は、次の各号に掲げる勘定を設けるものとし、これらの勘定においては、それぞれ当該各号に定める事項を整理するものとする。

一 一般勘定 機構法第 1 8 条第 1 項第 1 号に規定する業務（同法附則第 1 4 条において読み替えられる場合を含む。）に係る経理

二 産業基盤整備勘定 機構法第 1 8 条第 1 項第 2 号に規定する業務（同法附則第 1 4 条において読み替えられる場合を含む。）に係る経理

三 施設整備等勘定 機構法第 1 8 条第 1 項第 3 号に規定する業務（同法附則第 1 4 条において読

み替えられる場合を含む。)に係る経理

四 小規模企業共済勘定 機構法第18条第1項第4号に規定する業務に係る経理

五 中小企業倒産防止共済勘定 機構法第18条第1項第5号に規定する業務に係る経理

六 削除

七 削除

八 出資承継勘定 機構法附則第9条第1項に規定する業務に係る経理

2 機構は、前項各号に規定する各勘定に共通する事項であるため、各勘定に区分して経理することが困難なときは、事業年度の期間中共通管理勘定により一括して経理し、業務運営等省令（産業基盤を除く）第22条の規定に基づき、別に定める基準に従って、当該事業年度の末日現在において前項に定める勘定に配賦するものとする。

3 一般勘定は、内訳として一般経理、復興特別経理、特定出資経理の各経理単位に、小規模企業共済勘定は、内訳として給付経理、融資経理、小規模共済業務等経理の各経理単位に、中小企業倒産防止共済勘定は、内訳として基金経理、倒産防止共済業務等経理の各経理単位にそれぞれ区分する。

（会計単位）

第6条 機構の会計単位は、本部、地域本部及び大学校をそれぞれ一会計単位とする。

第2章 勘定科目及び帳簿

（会計伝票）

第7条 機構の一切の取引については、会計伝票（以下「伝票」という。）を作成し、これにより記録・整理する。

（帳簿）

第8条 機構は、適切な勘定科目を用いて仕訳をし、各勘定別に主要帳簿並びに補助帳簿（以下「帳簿」という。）を備え、所要の事項を整然、かつ、明瞭に記録する。

2 帳簿及び伝票（以下「帳簿等」という。）の様式並びに保存期間については別に定める。

3 帳簿等の記録・保存については、電子媒体によることができる。

（勘定科目）

第9条 前条の勘定科目については、次の各号に掲げる区分とし、各区分の細目については別に定める。

一 貸借対照表における資産は、流動資産及び固定資産に区分し、固定資産はさらに有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分する。

二 貸借対照表における負債は、流動負債、固定負債及び法令に基づく引当金等に区分する。

三 貸借対照表における純資産は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金（または繰越欠損金）に区分する。

四 損益計算書における費用は、経常費用と臨時損失に区分し、経常費用はさらに地域牽引・成長志向中小企業支援業務費、新市場開拓支援業務費、スタートアップ創出・成長支援業務費、事業継続・経営体力強化支援業務費（事業承継等）、事業継続・経営体力強化支援業務費（共済）、経営環境変化対応支援業務費、一般管理費、財務費用及びその他に区分する。

五 損益計算書における収益は、経常収益、臨時利益及び当期総利益（または当期総損失）に区分する。

第3章 会計機関

（会計機関の設置）

第10条 理事長は、次の各号に掲げる会計機関を設けるものとする。

一 契約担当役

二 出納命令役

三 現金出納役

四 物品管理役

五 物品出納役

六 固定資産管理役

七 債権管理役

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、会計機関の事務の一部を分掌させるため分任会計機関を設けることができる。
- 3 理事長は、会計機関に事故があるときは、別に定めるところにより、会計機関の事務を代理させることができる。
- 4 会計機関の任命並びに所掌事務の範囲は別に定める。
- 5 理事長は、事務を処理するに際して必要があるときは、別に定めるところにより、会計機関の事務の一部を補助させるため補助者を任命することができる。
- 6 理事長は、第1項各号に掲げる会計機関のほか、特に必要があると認めるときは、会計機関として資金前渡出納員を設けることができる。

(会計機関の職務)

第11条 契約担当役は、契約その他収入又は支出の原因となる行為(次の各号に掲げるものを除く。以下「契約行為」という。)を行う。

- 一 機構法第15条第1項第3号若しくは第4号に掲げる業務に関する資金の貸付けに係る契約
- 二 機構法第15条第1項第5号の規定による資金の出資に係る契約若しくは同項第6号及び同条第2項第3号の規定による助成に係る契約
- 三 機構法第15条第1項第7号の規定による大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第6条の規定に基づく債務保証に係る契約
- 四 機構法第15条第1項第8号の規定による中心市街地の活性化に関する法律第39条第1項の規定に基づく施設の賃貸に係る契約、同法第52条第1項の規定に基づく債務保証に係る契約及び同条第2項の規定による貸付けに係る契約
- 五 機構法第15条第1項第9号の規定による中小企業等経営強化法第12条及び第25条の規定に基づく債務保証に係る契約
- 六 機構法第15条第1項第10号の規定による地域再生法第17条の3の規定に基づく債務保証に係る契約
- 七 削除
- 八 機構法第15条第1項第11号の規定による商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第10条の規定に基づく資金の貸付けに係る契約
- 九 機構法第15条第1項第12号の規定による東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第130条第1項の規定に基づく工場又は事業場の賃貸又は譲渡に係る契約
- 十 機構法第15条第1項第13号の規定による総合特別区域法第30条及び第58条の規定に基づく資金の貸付けに係る契約
- 十一 機構法第15条第1項第14号の規定による産業競争力強化法第18条、第21条の5、第21条の23の2、第34条及び第51条の規定に基づく債務保証並びに同法第140条の規定に基づく出資に係る契約
- 十二 機構法第15条第1項第15号の規定による農業競争力強化支援法第24条の規定に基づく債務保証に係る契約
- 十三 削除
- 十四 機構法第15条第2項第8号の規定による資金の貸付けに係る契約
- 十五 機構法第17条第1項及び第2項の規定による業務の委託に係る契約
- 十六 機構法第22条第1項の規定による借入金の借入に係る契約
- 十七 通則法第45条第1項の規定による借入金の借入に係る契約及び第2項の規定による借入金の借り換えに係る契約
- 十八 機構法第22条第1項の規定による中小企業基盤整備債券の発行に係る契約
- 十九 小規模企業共済法(昭和40年法律第102号)第2条第2項に規定する共済契約
- 二十 中小企業倒産防止共済法(昭和52年法律84号)第2条第2項に規定する共済契約及び同法第9条の規定による共済金の貸付け又は同法第10条の2の規定による一時貸付金の貸付けに係る契約
- 二十一 機構法附則第8条の2及び同法附則第8条の4の規定に基づく工場若しくは事業場、工場用地若しくは業務用地又は施設の譲渡又は賃貸に係る契約
- 二十二 機構法附則第7条の規定による債務保証に係る契約
- 二十三 機構法附則第8条の3の規定による債務保証及び出資に係る契約

- 二十四 機構法附則第8条の5の規定による債務保証及び出資に係る契約
 - 二十五 機構法附則第8条の6の規定による施設の賃貸及び出資に係る契約
 - 二十六 機構法附則第8条の8第1号の規定に基づく工場又は事業場の整備に係る契約
 - 二十七 機構法附則第8条の8第2号の規定による出資に係る株式の管理及び処分に係る契約
 - 二十八 機構法附則第8条の8第3号の規定に基づく資金の貸付けに係る契約
 - 二十九 機構法附則第8条の9の規定に基づく債務保証に係る契約
 - 三十 株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）附則第26条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法（平成11年法律第73号。以下「旧政投銀法」という。）附則第36条による改正前の地域振興整備公団法（昭和37年法律第95号）第19条第1項第2号の規定に基づき地域振興整備公団が行った資金の貸付けに係る契約
 - 三十一 旧政投銀法附則第36条による改正前の地域振興整備公団法第19条第1項第7号の規定に基づき地域振興整備公団が行った資金の貸付けに係る契約
 - 三十二 国との契約
 - 三十三 不動産（第4号及び第26号に規定する賃貸を行う施設等の敷地を除く。）の売買に係る契約
 - 三十四 特に必要があるものとして別に定める契約
- 2 出納命令役は、収入及び支出の調査決定、債務者（債権管理役が所管するものを除く。）に対する納入の請求、現金出納役に対する第18条に規定する金銭及び有価証券の出納命令並びに勘定科目相互間の振替命令を行う。
 - 3 現金出納役は、前項の規定による出納命令役の命令を受けて、第18条に規定する金銭及び有価証券の出納保管を行う。
 - 4 物品管理役は、別に定める物品の管理及び物品出納役に対する物品の出納命令を行う。
 - 5 物品出納役は、前項の規定による物品管理役の命令を受けて、物品の出納及び保管を行う。
 - 6 固定資産管理役は、第45条第1項及び第2項に規定する固定資産（ただし、第1項第21号に掲げる工場用地及び業務用地を除く。）の管理を行う。
 - 7 債権管理役は、貸付債権、土地割賦譲渡債権、賃料等債権、求償権等の債権の管理を行う。
 - 8 資金前渡出納員は、前渡された資金の範囲内での契約及び当該契約に関する事務並びに前渡資金の出納及び保管を行う。

（会計機関の兼職禁止）

- 第12条 会計機関のうち、出納命令役と現金出納役及び物品管理役と物品出納役とは兼ねることはできない。

第4章 予算

（中期計画に係る予算等の策定）

- 第12条の2 理事長は、中期計画のうち、通則法第30条第2項第3号から第8号まで及び業務運営等省令（産業基盤を除く）第3条の2第4号及び業務運営等省令（産業基盤）第4条に規定する予算、収支計画及び資金計画を作成する。

（年度計画に基づく収入支出予算等の作成）

- 第13条 理事長は、業務運営等省令（産業基盤を除く）第4条及び業務運営等省令（産業基盤）第5条に規定する年度計画に基づき、収入支出予算、収支計画及び資金計画を定める。
- 2 前項の予算は収入にあつてはその性質に従って、支出にあつてはその目的に従って区分するものとする。

（予算の配賦）

- 第14条 機構組織規程（平成16年7月1日規程16第2号）において予算の配賦を所掌することと定められた部の長（以下「予算配賦担当者」という。）は、収入支出予算に基づき予算執行計画を定め、これに基づいて各部、センター、統括室、グループ、地域本部及び大学校（会計機関が地域本部と統合された大学校を除く。）（以下「各部等」という。）の長に対して予算の配賦を行うものとする。
- 2 予算配賦担当者は、業務運営等省令（産業基盤を除く）第4条及び業務運営等省令（産業基盤）第5条に規定する年度計画に基づき定めた収入支出予算及び資金計画と調整の上、予算の配賦を行

わなければならない。

- 3 予算配賦担当者は、第1項に規定する予算の配賦を行ったうへは、本部の各部、センター、統括室及びグループの長に対して配賦した予算の額を契約担当役及び財務部長に通知するものとする。

(契約行為の範囲)

第15条 契約担当役(分任契約担当役を含む。以下同じ。)は、前条に規定する予算の配賦が行われたうへでなければ、契約行為を行ってはならない。

- 2 契約担当役は、前条の規定により配賦された予算の範囲内(予算が区分して配賦されている場合においては、その区分ごとの予算の範囲内。)において契約行為を行うものとする。

(支出予算の繰越し)

第16条 契約担当役は、支出予算の金額のうち、当該事業年度内に支出決定を終わらなかったものについて支出予算の実施上必要があるときは、理事長の承認を受けて、これを翌事業年度に繰越しして使用することができる。

(複数事業年度にまたがる契約)

第17条 各部等の長は、複数事業年度にまたがる契約その他支出の原因となる行為(以下「複数事業年度にまたがる契約」という。)を契約担当役に請求するときは、別に定めるところによる。

- 2 契約担当役は、各部等の長から複数事業年度にまたがる契約の請求があったときは、第15条第1項の規定にかかわらず複数事業年度にまたがる契約をすることができる。この場合において、予算配賦担当者の意見を聴取することができる。

第5章 収入及び支出

(金銭及び有価証券の定義)

第18条 この規程で金銭とは、現金、預金及び財政融資資金預託金をいい、有価証券とは、通則法第47条第1号に規定する有価証券(金融商品会計に関する実務指針(会計制度委員会報告第14号)8.において有価証券として取り扱うものとされる譲渡性預金を含む。)及び同条第3号に規定する金銭信託をいう。

- 2 前項の現金とは、通貨のほか小切手、郵便為替証書、振替預金証書等をいう。
- 3 第1項の預金とは当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、郵便貯金等をいう。

(取引銀行等)

第19条 理事長は、銀行等を指定して預金口座の開設及び廃止を行うものとする。

(収入)

第20条 出納命令役は、収入(債権管理役が所管するものを除く。)を徴収しようとするときは、当該収入が機構に関する法令、契約その他機構の規程等に違反していないか並びに事業年度の所属区分又は収入科目を誤ることがないかを調査決定しなければならない。

- 2 債権管理役は、その所管する収入を徴収しようとするときは、前項の規定に準じて調査決定を行い、出納命令役に通知しなければならない。
- 3 出納命令役は、第1項の調査決定をしたとき、または前項の通知を受けたときは、債務者(債権管理役が所管するものを除く。)に対し納入の請求をするとともに、現金出納役に対して収納を命じなければならない。

(支出)

第21条 出納命令役は、支出しようとするときは、当該支出が機構に関する法令、予算その他機構の規程及び契約その他支出の原因となる行為等に違反していないか並びに事業年度の所属区分又は支出科目を誤ることがないかを調査決定しなければならない。

- 2 出納命令役は、前項の調査決定をしたときは、現金出納役に対してその支払を命じなければならない。

(収納)

第22条 現金出納役は、預金口座振込又は現金の受領により収納を行うものとし、預金口座の入金明細等により確認するものとする。

2 収納金を確認したときは、納付者に対し、領収書を発行するものとする。ただし、預金口座振込の場合には、領収書の発行を省略することができる。

(支払)

第23条 現金出納役は、預金口座への振込、振替又は口座引落又は小切手により、支払を行うものとする。ただし、取引上必要のある場合又は機構の役職員に対する支払若しくは小口現金払等については現金をもって行うことができる。

(金銭の管理及び出納)

第24条 現金出納役は、金銭及び有価証券の残高を確認しなければならない。

2 金銭の出納は、別に定めるところにより行うものとする。

(金銭業務)

第25条 削除

(証拠書類の授受)

第26条 現金出納役は、預金口座への振込、振替又は口座引落による支払を終了したときは、当該金融機関の振込通知書、振込明細等をもって確認するものとする。ただし、小切手その他の方法により支払を行った場合には、相手方から正当な領収書又はこれに準ずる証憑を徴しなければならない。

(資金の前渡)

第27条 現金出納役は、国内及び外国で支払う経費その他遠隔地における経費の支払に充てるため、資金前渡出納員に資金を前渡することができる。

(前金払又は概算払)

第28条 経費の性質上又は業務の運営上必要がある場合には、前金払又は概算払をすることができる。

2 前項に規定する前金払又は概算払をすることができる経費については別に定める。

(部分払)

第29条 工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は購入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要があるときは、その既済部分又は既納部分の代価の範囲内で部分払をすることができる。

第6章 契約

(一般競争)

第30条 契約担当役は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争に付さなければならない。

(指名競争)

第31条 契約担当役は、次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、指名競争に付すものとする。

一 契約の性質または目的により、競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がないとき。

二 一般競争に付することが不利と認められるとき。

2 前項の規定によるもののほか、契約に係る予定価格が少額である場合その他特に業務の運営上必要があると認められる場合においては、別に定めるところにより指名競争によることができるものとする。

(随意契約)

第32条 契約担当役は、次の各号の一に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、随意契約の方法によるものとする。

一 契約の性質または目的が競争を許さないとき。

二 緊急の必要により競争に付することができないとき。

三 競争に付することが不利と認められるとき。

- 2 前項の規定によるもののほか、契約に係る予定価格が少額である場合その他特に業務の運営上必要があると認められる場合においては、別に定めるところにより、随意契約によることができるものとする。

(入札保証金)

第33条 契約担当役は、競争に参加しようとする者からその者の見積る契約金額の100分の5以上に相当する額を入札保証金として納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、その全部または一部を納めさせないことができる。

- 2 前項の保証金の納付は、国債または確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。
- 3 第1項の規定により納付された保証金のうち、落札者が納付した入札保証金は、その者が契約を締結しない場合は機構に帰属するものとする。

(予定価格)

第34条 契約担当役は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を定めなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、別に定めるところによりこれを省略することができる。

(入札)

第35条 契約担当役は、第30条及び第31条に規定する一般競争または指名競争の方法により契約の相手方を決定しようとする場合は、入札の方法によらなければならない。

- 2 前項の規定により入札を行う場合においては、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更または取消しをすることができない。

(落札の方式)

第36条 契約担当役は、競争に付する場合においては、その契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高または最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、その支払の原因となる契約について相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者に代えて予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最高又は最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とするものとする。

- 2 契約の性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なもの（同項ただし書きの場合にあっては、次に有利なもの。）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(契約書の作成)

第37条 契約担当役は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その履行に関し必要な事項を記載した契約書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によるもの（以下「電子契約書」という。）を含む。）を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、契約書の作成を省略し、これに代わる書類をもってすることができるものとする。

- 2 前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印（電子契約書にあっては、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項の電子署名）しなければ、当該契約は確定しないものとする。

(契約保証金)

第38条 契約担当役は、契約を締結する場合において、当該契約の相手方から契約金額の100分の10以上に相当する額を契約保証金として納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、その全部または一部を納めさせないことができる。

- 2 前項の保証金の納付は、国債または確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

- 3 当該契約の相手方が納付した契約保証金は、当該契約の相手方が契約上の義務を履行しない場合には、機構に帰属する。

(監督)

第39条 契約担当役は、工事、製造その他の請負契約を締結した場合においては、自らまたは補助者（第10条第5項の規定により契約担当役の職務の一部を処理する者をいう。以下同じ。）に命じて、契約の適正な履行を確保するために必要な監督をしなければならない。

(検査)

第40条 契約担当役は、契約の相手方から債務の履行（出来形部分または既納部分を含む。）を完了した旨の届出を受理したときは、自らまたは補助者に命じて、当該債務の履行の完了を確認するために必要な検査をしなければならない。ただし、別に定めた場合においては、当該検査の一部を省略することができる。

- 2 契約担当役は、前項に規定する検査の結果、債務の一部が履行されていないことを認めたときは、契約の相手方に期限を定めて修補または補完をさせ、当該修補または補完について検査をしなければならない。

第7章 棚卸資産・債権

(棚卸資産の範囲)

第41条 棚卸資産は、販売用不動産、特定事業者復興支援施設及び貯蔵品とする。

(棚卸資産の評価)

第42条 棚卸資産の貸借対照表価額は、原則として、購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法を適用して算定した取得価額とする。ただし、その時価が取得価額よりも下落した場合は、時価をもって貸借対照表価額とする。

(棚卸資産の管理)

第43条 棚卸資産は、その増減及び異動を物件別に帳簿により管理するものとする。

- 2 棚卸資産は、毎事業年度末及び随時に実地棚卸を行い、現品と帳簿等を照合して資産計上額の正確を保持するものとする。
- 3 第1項及び第2項に定めるほか、棚卸資産の管理に必要な事項は別に定める。

(債権の管理)

第44条 割賦売掛金、事業貸付金、求償権、未収入金等の債権については、発生月別に整理した上で管理するものとする。

- 2 前項に定めるほか、債権の管理に必要な事項は別に定める。

第8章 固定資産

(固定資産の種類)

第45条 有形固定資産に属する資産は、建物（付属設備を含む。）、構築物、機械装置、車両運搬具及び工具器具備品であって、取得価額が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの、土地、建設仮勘定その他これらに類するものとする。

- 2 無形固定資産に属する資産は、特許権、実用新案権、商標権、著作権、電話加入権、借地権、ソフトウェアその他これらに類するものとする。
- 3 投資その他の資産に属する資産は、有形固定資産又は無形固定資産に属するものを除く長期資産とする。

(固定資産の価額)

第46条 固定資産（リース契約に基づき使用しているもののうち資産計上の対象となったもの（以下「リース資産」という。）及び投資その他の資産に属するものを除く。以下同じ。）の貸借対照表価額は、当該資産の取得価額による。ただし、減損が認識された場合又は機能の陳腐化その他の事由により著しく減価したときは、これを適正な価額に減額するものとする。

- 2 固定資産の取得価額は、次の各号の定めるところによる。

- 一 購入により取得したものについては、その購入価額及び付随費用の合計額
 - 二 工事又は製造によるものは、その工事費又は製造費に付随費用を加算した額
 - 三 寄贈又は交換により取得したものについては、その適正な評価額
 - 四 修繕又は改造等により、その耐用年数が延長し、又はその資産の価値が増加すると認められる場合は、その部分に対応する額
- 3 第1項の減損の認識に関しては、別に定めるところによる。

(固定資産の取得及び処分等)

- 第47条 固定資産の取得、売却、廃棄処分並びに賃貸及び担保の設定など資産状況の変動は、別に定めるところにより処理し、帳簿に正しく記録しなければならない。
- 2 固定資産が滅失したとき又はこれを譲渡し、売却し、交換し若しくは廃棄したときは、処分した固定資産に係る取得価額及び減価償却累計額その他必要な価額を減額するものとする。
- 3 固定資産のうち、通則法第48条及び業務運営等省令（産業基盤を除く）第14条に規定する重要な財産を処分等する場合は、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。

(リース資産及び投資その他の資産)

- 第47条の2 リース資産及び投資その他の資産に属する資産の貸借対照表価額及び取得、処分及び管理については、別に定めるところによる。

(固定資産の減価償却)

- 第48条 有形固定資産のうち償却資産の減価償却は、当該資産の耐用年数を基準として、無形固定資産のうち償却資産の減価償却は、当該資産の耐用年数を基準として又は当該資産の有効期間にわたり、それぞれ定額法（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）（以下「耐用年数省令」という。）第5条第1項に基づく定額法をいう。）により行う。（別に定める方法によって償却する場合を除く。）
- 2 前項の規定により減価償却する場合における耐用年数は、耐用年数省令による。

(物品及び有形固定資産の管理)

- 第49条 物品管理役及び固定資産管理役は、物品及び固定資産について、毎事業年度1回以上現品と帳簿とを照合し、差異が生じたときは、その原因を究明した上、必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項において、固定資産に関する差異の原因を究明した結果、会計処理が必要となる場合、固定資産管理役は、その旨を出納命令役に通知し、出納命令役は理事長の承認を受けて必要な会計処理を行うものとする。

第9章 原価計算

(目的)

- 第50条 機構は、経営の管理、財務諸表の作成、譲渡価格、賃料の決定その他業務の運営に資するため、必要な原価計算を実施する。

(原価計算の対象)

- 第51条 原価計算は、別に定める建設仮勘定について行う。

(原価計算の方法)

- 第52条 機構は、原則として、個別原価計算の方法により原価計算を行う。
- 2 前項に規定する原価計算と機構の会計の諸勘定とは、有機的に結合するものでなければならない。
- 3 原価計算の手続については、別に定めるところによる。

(原価不算入項目)

- 第53条 原価計算にあたり原価性のない費用は、原価に算入してはならない。

第10章 決算

(合計残高試算表等)

第54条 財務部長、共済事業グループ長、共済資金グループ長、本部長及び校長は、その所掌に属する事務に関し毎月の財務状況を明らかにするため、別に定めるところにより毎月末時点の合計残高試算表等を作成しなければならない。

(年度決算と財務諸表)

第55条 理事長は、通則法第38条、業務運営等省令（産業基盤を除く）第8条及び業務運営等省令（産業基盤）第9条の規定に基づき、毎事業年度終了後、次に掲げる財務諸表、事業報告書及び決算報告書を作成しなければならない。

一 財務諸表

イ 貸借対照表

ロ 行政コスト計算書

ハ 損益計算書

ニ 純資産変動計算書

ホ キャッシュ・フロー計算書

ヘ 利益の処分又は損失の処理に関する書類

ト 附属明細書

2 前項の書類の様式については、別に定める。

第11章 会計監査及び責任

(会計監査)

第56条 理事長は、予算の執行及び会計の適正を期するため、年1回以上、特に命じた役員又は職員をして会計監査を行わせるものとする。

(会計機関の責任)

第57条 会計機関は、機構の財務及び会計に関し適用される法令及びこの規程の定めるところに従い、かつ、予算で定めるところに従い善良な管理者の注意をもってその職務を行わなければならない。

2 会計機関は、故意又は重大な過失により、前項の規定に違反し機構に損害を与えた場合は、その損害を弁償する責に任ずるものとする。

(役職員の会計業務上の責任)

第58条 役職員は、故意又は重大な過失により、機構に損害を与えた場合は、その損害を弁償する責に任ずるものとする。

(弁償と検定)

第59条 理事長は、会計機関又は役員若しくは職員が機構に損害を与えたときは、弁償責任の有無及び弁償額を検定する。

2 理事長は、前項の規定による検定の結果、弁償の責があると認めるときは、弁償の責に任ずべき者に対し、弁償を命ずる。

第12章 雑則

(実施に関する要領)

第60条 この規程を実施するための必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（規程16第3号）

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（規程17第38号）

この規程は、平成17年11月30日から施行し、平成17年9月2日から適用する。

附 則（規程18第57号）

この規程は、平成18年9月12日から施行し、平成18年5月29日から適用する。

附 則（規程18第58号）

この規程は、平成18年9月14日から施行し、平成18年8月22日から適用する。

附 則（規程18第86号）

この規程は、平成19年3月30日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則（規程19第12号）

この規程は、平成19年6月11日から施行する。

附 則（規程19第27号）

この規程は、平成19年8月13日から施行し、平成19年8月6日から適用する。

附 則（規程19第37号）

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（規程19第46号）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第9条、第42条及び第48条に係る改正並びに当該改正に伴う別表1の改正並びに別表2の改正については、平成19事業年度決算から適用する。

附 則（規程20第36号）

- 1 この規程は、平成21年3月31日から施行する。
- 2 第48条による減価償却は、平成20年4月1日以降に取得した固定資産に適用する。
なお、平成20年3月31日以前に取得した有形固定資産については、同条第1項の規定にかかわらず、償却可能限度額（取得価格×95%）まで償却した事業年度の翌事業年度以降5年間で1円（備忘価格）まで均等償却することとする。

附 則（規程21第13号）

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（規程21第31号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（規程23第6号）

この規程は、平成23年5月2日から施行する。

附 則（規程23第22号）

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（規程23第55号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 第41条に係る改正については、平成23事業年度決算から適用する。

附 則（規程24第20号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（規程25第31号）

この規程は、平成26年1月20日から施行する。

附 則（規程25第47号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項第7号に係る改正については、機構法附則第6条第7項の規定により産炭地域経過業務特別勘定が廃止されたときから適用する。

附 則（規程26第7号）

この規程は、平成26年7月3日から施行する。

附 則（規程27第1号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第9条に係る改正については、平成26事業年度決算から適用する。

附 則（規程27第13号）

この規程は、平成27年8月10日から施行する。

附 則（規程28第17号）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（規程29第15号）

この規程は、平成29年7月31日から施行する。

附 則（規程29第16号）

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（規程29第30号）

この規程は、平成30年2月15日から施行する。

附 則（規程29第40号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（規程30第8号）

この規程は、平成30年6月6日から施行する。

附 則（規程30第15号）

この規程は、平成30年7月9日から施行する。

附 則（規程30第68号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（規程令1第8号）

この規程は、令和元年7月16日から施行する。

附 則（規程令2第8号）

- 1 この規程は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 第55条に係る改正については、令和2事業年度決算から適用する。

附 則（規程令2第39号）

この規程は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第58号）の施行の日（令和2年10月1日）から施行する。

附 則（規程令3第12号）

- 1 第11条第1項第11号中「第12条、」を削る規定、同項第13号の改正規定及び同項第29号から33号までを1号ずつ繰り下げ、同項第28号の次に1号を加える規定は、令和3年6月16日から施行する。
- 2 第3条第2項第3号、第11条第1項第2号及び同項第14号の改正規定は、令和3年6月17日から施行する。
- 3 第11条第1項第11号中「第36条」を「第21条の5、第34条」に改める規定は、令和3年8月2日から施行する。
- 4 目次及び第7章の改正規定は、令和2事業年度決算から適用する。

附 則（規程令3第56号）

この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和3事業年度決算から適用する。

附 則（規程令6第8号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程令 7 第 1 8 号）

この規程は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（規程令 8 第 8 号）

この規程は、令和 8 年 7 月 3 1 日（経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 9 号）附則第 1 条柱書に規定する施行期日）から施行する。